

# 業務報酬基準（告示15号） 改正の検討について

---

平成30年 3月26日  
国土交通省 住宅局

## 業務報酬基準とは

### 根拠

業務報酬基準は、建築士法第25条に基づき、建築士事務所による設計等の業務の適切かつ円滑な実施を推進するため、国土交通大臣が、中央建築士審査会の同意を得て、告示で制定するもの。

### 概要

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準として、**業務報酬の算定方法等**を定めている。

**業務報酬の算定方法として、2つの方法が示されている。**

- **実費加算方法**：直接人件費、直接経費、間接経費、特別経費、技術料等経費、消費税相当額を個別に積み上げて算出する方法
- **略算方法**：略算表において建物の用途別・規模別に定めた標準業務量等をもとに、直接人件費、直接経費、間接経費を簡易に算出する方法

### 経緯

- 昭和54年に、業務報酬基準（S54建設省告示第1206号）を初めて制定。
- 平成21年に、現在の業務報酬基準（H21国土交通省告示第15号）として改正。

## 改正検討の背景

- 業務報酬基準については、社会資本整備審議会答申において「定期的に見直しを行うべき」とされており、また前回改正の際の中央建築士審査会においても、定期的に見直しを行う方針を確認。
- 近年、建築物の設計業務や工事監理業務が多様化・複雑化したことや、発注者からの要求水準が高まったことに伴い、設計・工事監理に係る業務量が増加。  
このため、設計関係団体※から、実態に即した業務報酬基準へと改正することについて、要望が提出されている。  
(平成29年3月24日国土交通大臣宛て、平成28年8月1日住宅局長宛てに提出)

※日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会、日本建設業連合会

## これまでの検討の流れ

- 設計関係団体からの要望を踏まえ、平成29年3月に中央建築士審査会において、告示15号の見直しに向けた検討を開始。実務的で詳細な検討を進めるため、有識者、設計団体で構成する検討委員会（委員長：大森文彦 弁護士・東洋大学法学部教授）を設置。
- 設計事務所や設計団体からの意見・要望をもとに、検討委員会において告示15号の課題を整理し、平成29年12月の中央建築士審査会において告示15号の改正方針を確認。
- 平成30年2月より、設計事務所に対して、設計業務等の業務量に関するアンケート調査を実施中（4月27日回答期限）。平成30年夏頃を目途にアンケート結果を整理・分析し、平成30年度中を目途に告示15号を改正。

項目	課題	改正方針
<b>業務内容に関すること</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 標準業務と標準外業務の区分が曖昧である。</li> <li>○ 標準外業務が増大しており、適切な業務報酬が得られていない。</li> </ul>	<b>【業務内容の明確化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 標準業務と標準外業務の内容を明確化。</li> <li>○ 標準外業務を整理し、分かりやすくリスト化。</li> </ul>
<b>業務量の比率に関すること</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本設計と実施設計を一体的に行うことを前提とした現行の略算方法では、基本設計と実施設計を別の主体が行う場合の各主体の業務量を算定できない。</li> </ul>	<b>【業務量の明確化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 別主体への発注等に対応するため、基本設計、実施設計、意図伝達等の業務量の比率を示す。</li> </ul>
<b>略算方法の対象規模に関すること</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 床面積が20,000㎡超の建築物等について、対象規模の上限を20,000㎡としている現行の略算方法では、業務量を算定できない。</li> </ul>	<b>【略算方法の対象拡大】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アンケート結果に応じて、略算方法の対象規模を拡大。</li> </ul>
<b>難易度による業務量の違いに関すること</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「総合」、「構造」、「設備」のそれぞれの分野に関し、難易度に応じて業務量を割り増しできる仕組みの充実が必要である。</li> </ul>	<b>【難易度の設定】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「総合」、「構造」、「設備」ごとに、難易度に関する主要な観点と、その「難易度係数」を示す。</li> </ul>
<b>建築物の用途の複合化に関すること</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複合用途の建築物に関して、単一用途を前提とした現行の略算方法では、業務量を算定できない。</li> <li>○ 用途の複合化に伴う業務量の増加に対応する仕組みが必要である。</li> </ul>	<b>【複合建築物に係る業務量の算定方法の設定】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複合用途の建築物の業務量に関し、用途の複合化に対応した「割り増し係数」を示すなど、略算方法を用いた算定を可能とする。</li> </ul>